

令和 7 年 第 3 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 7 年 6 月 1 9 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第 2 3 発委第 1 号 遠軽町議会委員会条例の一部改正について
日程第 2 4 意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 2 5 意見案第 2 号 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第 2 6 意見案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 2 7 意見案第 4 号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

◎出席議員（14 名）

議 長	1 6 番	杉 本 信 一 君	1 5 番	竹 中 裕 志 君
	1 番	白 幡 隆 一 君	2 番	秋 元 直 樹 君
	4 番	阿 部 君 枝 君	6 番	戸 松 恵 子 君
	7 番	山 本 悟 君	8 番	佐 藤 昇 君
	9 番	佐 藤 登 君	1 0 番	山 谷 敬 二 君
	1 1 番	前 島 英 樹 君	1 2 番	佐 藤 和 徳 君
	1 3 番	渡 辺 清 夏 君	1 4 番	今 村 則 康 君

◎欠席議員（1 名）

3 番 黒 坂 貴 行 君

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 佐 藤 祐 治 君
代表監査委員 村 瀬 光 明 君

◎説明員

《令和 7 年 6 月 1 9 日》

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	松村圭悟君	総務課契約担当課長	田村明彦君
企画課長	大西公太君	財政課長	今井昌幸君
税務課長	生駒健二君	農政林務課長	石川正徳君
建設課長	米谷克美君	水道課長	小野寺悟君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	大川寿雄君	白滝総合支所長	長原裕一君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	堂前政好君	社会教育課長	中南秀隆君
監査委員事務局長	成中克也君	選挙管理委員会事務局長	松村圭悟君
農業委員会事務局長	石川正徳君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井誠志君	事務局参事	成中克也君
事務局主任	堂前あすか君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は 14 人であります。黒坂議員より欠席の届出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、12 番佐藤議員、8 番佐藤議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第 23 発委第 1 号

○議長（杉本信一君） 日程第 23 発委第 1 号遠軽町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

発委第 1 号遠軽町議会委員会条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由は、遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、常任委員会の構成等を見直すほか、所要の規定を整理するため、地方自治法第 109 条第 6 項及び遠軽町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会委員会条例の一部を改正する条例でありまして、同条例の一部を次のとおりに改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

第2条は、常任委員会の名称、委員定数及びその所管に関する規定でありまして、常任委員会の構成や定数、所管内容を見直すもので、改正後は、新たに総務・文教常任委員会、民生・経済常任委員会、広報広聴常任委員会の3常任委員会とし、定数はそれぞれ記載のとおりとします。

第7条は、資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置に関する規定でありまして、第2項の定数を改めるものです。

第8条は、委員の選任に関する規定でありまして、第1項は条例改正後において、議員は総務・文教常任委員会か民生・経済常任委員会の少なくともどちらかの常任委員になることを規定するほか、第3項は、所要の整理を行うものです。

第19条は、新たに委員会の公開を規定するもので、委員会を原則公開とすることや、委員会における傍聴の具体的なルールを定めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後に到来する任期の初日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第24 意見案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

前島議員。

○11番（前島英樹君） ー登壇ー

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050年カーボン

ニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、さまざまな取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和7年6月19日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第25 意見案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第25 意見案第2号令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

白幡議員。

○1番（白幡隆一君） ―登壇―

令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引上げは、日本国憲法第25条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024年に引き上げた50円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）のうち、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定められていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は、2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引上げに向けた環境整備が必要となります。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和7年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,126円」を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年6月19日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長です。

《令和7年6月19日》

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。
以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第２号令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第２６ 意見案第３号

○議長（杉本信一君） 日程第２６ 意見案第３号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。
山本議員。

○７番（山本 悟君） ー登壇ー

地方財政の充実・強化を求める意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、２０２６年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保も含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を要望します。

１、社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

２、地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源

を確保すること。

3、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに対応する社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。

4、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。

5、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。

6、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年6月19日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助）です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第27 意見案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第27 意見案第4号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ー登壇ー

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書。

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育、啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や啓発、消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の指導により、速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要であります。

さらに、消費者生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステムに代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、政府は次の措置を行うよう強く要望します。

1 点目、地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。

2、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。

3、国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年6月19日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和7年第3回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本信一

署 名 議 員 佐藤和純

署 名 議 員 佐藤 昇